

## 2017 年度 夏季手当 第 3 回団体交渉開催 持ち帰り検討し妥結

### 会社回答

基準内賃金の **2.91 ヶ月分**

平成 29 年 6 月 27 日（火）以降、準備でき次第  
（口頭回答）

エルダー社員の精勤手当（夏季支給分）

**1 万円の加算**

55 歳以上の社員への加算

「2.91 ヶ月分の支給で十分と判断し、加算は行わない」

グリーンスタッフの精勤手当への加算

「春闘時、基本賃金に 500 円の加算を実施しており、今回は加算しない」

本日 6 月 9 日、第 3 回目となる団体交渉において経営側から「2017 年度夏季手当回答」が示されました。

団体交渉ではこの回答に対し、組合側は「当期純利益が 2 期連続の増益、そして過去最高であったことから見れば、2.91 ヶ月分は出し渋りだ」「昨年と同等では、過去最高の業績と比べて成果の還元は不十分である」などと主張し、エルダー社員の奮闘、55 歳以上の社員に対する人材育成や技術継承の責務と期待値、グリーンスタッフの役割などに鑑みて、回答の「再考」を経営側に強く求めました。しかし、経営側は「最終回答である」との姿勢を崩すことはありませんでした。

本部は席上妥結せず「持ち帰り検討」とし、稟議を通じて私たちの要求や想いとは乖離があるものの、①社員の努力に感謝の姿勢を見せていること、②エルダー社員の精勤手当に 1 万円の加算を実施させたこと、③最終回答としていることなどから、妥結する判断をしました。

**この悔しさを次なる闘いにつなげ、労働条件の向上にむけて闘い続けよう！**